

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たると翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)

町の区域の変更(々々)

指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

◇雑 報 理容師試験等の平成八年度第二回実地試験の実施(県民生活課)

告 示

鳥取県告示第七百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成八年一月二十六日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

岬町四五の三九及び昭和町九の三並びに昭和町九の四と二体をなす国有地の地先

二、四七三・二二平方メートル

鳥取県告示第七百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、平成八年十月十八日からその効力を生ずる。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称	昭和田町
同上の区域(平成八年一月二十六日現在の地番による。)	昭和田町の全域
	岬町四五の三九及び昭和町九の三並びに昭和町九の四と二体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第七百十四号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人 社団法人幡会	気高郡鹿野町大字今市八〇	訪問看護ステーション・シクラメン	気高郡鹿野町大字今市八〇	平成八年十月九日

鳥取県告示第七百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二十八日 鳥取県指令鳥土維第二百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字大段及び湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町新通り二丁目二五二

有限会社鳥取住宅工業

代表取締役 森 泰造

鳥取県告示第七百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月十五日 鳥取県指令都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市石井字宗正寺沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県松江市本庄町三〇

有限会社山陰アグリ

取締役 三代 包明

鳥取県告示第七百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二十九日 鳥取県指令米土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二二六

株式会社かんざき

代表取締役 神崎 敏樹

鳥取県告示第七百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月十八日 鳥取県指令米土維十第四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生新田二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生五三三

八田 常子

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、平成8年度第2回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。

平成8年10月18日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

1 試験期日

(1) 理容師実地試験 平成8年12月2日（月）

(2) 美容師実地試験 平成8年12月9日（月）

2 試験会場 鳥取市南古方一丁目71-3
鳥取県理容美容高等専修学校

3 試験事項

(1) 理容師実地試験

ア 理容の基礎的技術

(イ) カットイング ミディアム分髪スタイルとする。

(ロ) シュービング フェイシャル・シュービング、ネック・シュービング及び顔面処理

(ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い

(2) 美容師実地試験

ア 美容の基礎的技術

(イ) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。

(ロ) 第2課題 オリジナル・セッティング センター・パート構成とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い

4 受験願書受付期間

平成8年10月29日（火）から同年11月5日（火）までの日（日曜日及び土曜日並び

に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前

10時から午後 4 時まで（郵送の場合は、平成 8 年 11 月 5 日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

5 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル 2 階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

7 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成 8 年 10 月 25 日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857-29-6086